主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人佐藤末野、同八木力三、同手代木隆吉の上告理由第一について。

しかし、上告人がその所属埼玉弁護士会に入会に際し、自己の法律事務所として届出た浦和市 a 町 b 丁目 c 番地 D 方を職務上の本拠とせず、同弁護士会の区域外である東京都練馬区 a 町 d 丁目 e 番地の自宅で主として執務していたこと、昭和三元年七月頃職務上使用する封筒に事務所として右届出事務所と並べて東京都中央区 f 町 g 丁目 h 番地 i ピル三階と刻んだゴム印顆を押捺使用したこと、昭和三十年九月頃職務上使用する名刺に事務所として東京都台東区 j 町 b 丁目 k 番地 E 法律事務所と記載しこれを使用した旨の原判決の事実認定は、その挙示する証拠に照らして首肯できないことはない。原判決は、所論のように、上告人が自宅で執務したというだけで事務所を二個設けたとしているのではなく、また、右判示のような封筒、名刺を使用したことだけでそれを違法であるとしているのではなく、上告人の右判示のような行為が上告人の職務上の本拠たる事務所を不明瞭ならしめ、弁護士法二〇条の趣旨に反し、ひいては、弁護士たる品位を失ふべき非行にあたるとしていることは、原判文上明らかである。原判決の右判断は正当であつて、当裁判所もこれを是認する。しからば原判決には所論違法はなく、所論は原判決を正解しないか又は独自の見解に立つて原判決を非難するものであつて、論旨はすべて採用できない。

同第二について。

上告人は、F伸銅株式会社よりG電機株式会社に対する売掛代金請求の訴訟委任を受け着手金及び費用として五二、〇〇〇円を受取り、別に右G電機株式会社に対する仮差押費用として一〇〇、〇〇〇円を受取り保管中、右仮差押が執行不能にな

つたので、F伸銅株式会社より右仮差押費用の返還を求められたのに、長期にわたり右訴訟依頼人に受任事務について連絡せず、かつ仮差押費用の返還を拒む理由のないにもかかわらず、依頼人の同意しないG電機株式会社に対する破産申立の予納金に流用する名目を以つてこれが返還に応ぜず、ために右訴訟依頼人をして上告人に不信の念を生ぜしめ、埼玉弁護士会に上告人の懲戒処分の申立をなさしめるに至つた旨の原判決の事実認定は、原判決挙示の証拠により首肯できる。しからば、上告人のかゝる行為を以つて弁護士の品位を失うべき非行に該るとした原判決の判断は正当であつて、原判決には所論遠法を認むべきかどはない。所論は、ひつきよう独自の見解に立つて原判決を非難するものであつて、採用するに由ない。

同第三について。

しかし、埼玉弁護士会が所論のように調停に努力しなかつたからといつて、上告人の本件非行竝に懲戒処分に消長を来たすものではないから、この点について原判決が特に判断しなかつたからといつて、所論違法は認められるものではなく、所論は採用に価しない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
夫	潤	飯坂	下	裁判官